

安全運転管理NEWS

警察庁では、安全運転管理者の業務として、令和4年10月1日からアルコール検知器の使用義務を当分の間適用しないとしていましたが、この暫定措置の適用を本年11月30日までとし、12月1日からアルコール検知器を使用した酒気帯び有無の確認等の義務を開始することとして、暫定措置の廃止を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」のパブリックコメントを6月9日から開始し、一般から意見を募集したうえで正式に決定することとしています。

○ パブリックコメント実施期間

令和5年6月9日から7月8日までの間

○ 経緯

千葉県八街市で令和3年6月、飲酒運転した白ナンバーのトラック運転者に下校途中の児童5人がはねられ死傷した事故を受けて、道路交通法施行規則が一部改正され

- 令和4年4月1日から、安全運転管理者に対して、運転前後の運転者に対して目視で酒気帯びの有無を確認することと確認結果の記録を1年間保存することが義務付けられました。
- 更に、令和4年10月1日からは、アルコール検知器を使って運転前後の運転者の酒気帯びの有無を確認することと、アルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けられましたが、アルコール検知器の需要急増や半導体不足などからアルコール検知器を増産できないことによる需給ギャップが拡大し、10月までにアルコール検知器を用意できない事業者も少なくないことから、アルコール検知器の使用義務化の規定を当分の間、適用しない暫定措置が講じられました。
- 検知器不足の影響により2度にわたって延期となっていたアルコール検知器を使用した酒気帯び有無の確認等の義務化が令和5年12月1日から開始する警察庁の方針が6月8日に明らかになりました。